

CPDの評価及び取得期間の変更について

1 配置予定技術者（技術者の継続教育（CPD））

〈概要〉 CPDの取得機会拡大のため、評価対象とする取得期間を変更するとともに、負担軽減等のため、必要単位数を緩和する。

〈考え方〉 取得期間を1年間から2年間に変更するとともに、取得単位数を1.5倍に引き上げる。

土木一式・ほ装の場合（営繕工事についても、同様に変更）

【現行】

加算点評価項目		評価内容	加算点
配置予定技術者	技術者の継続教育（CPD）	1年間の取得単位20単位以上	0.8点
		1年間の取得単位10～19単位	0.5点
		1年間の取得単位10単位未満	0点

【改正】

評価内容		加算点
2年間の取得単位30単位以上		0.8点
2年間の取得単位15～29単位		0.5点
2年間の取得単位15単位未満		0点

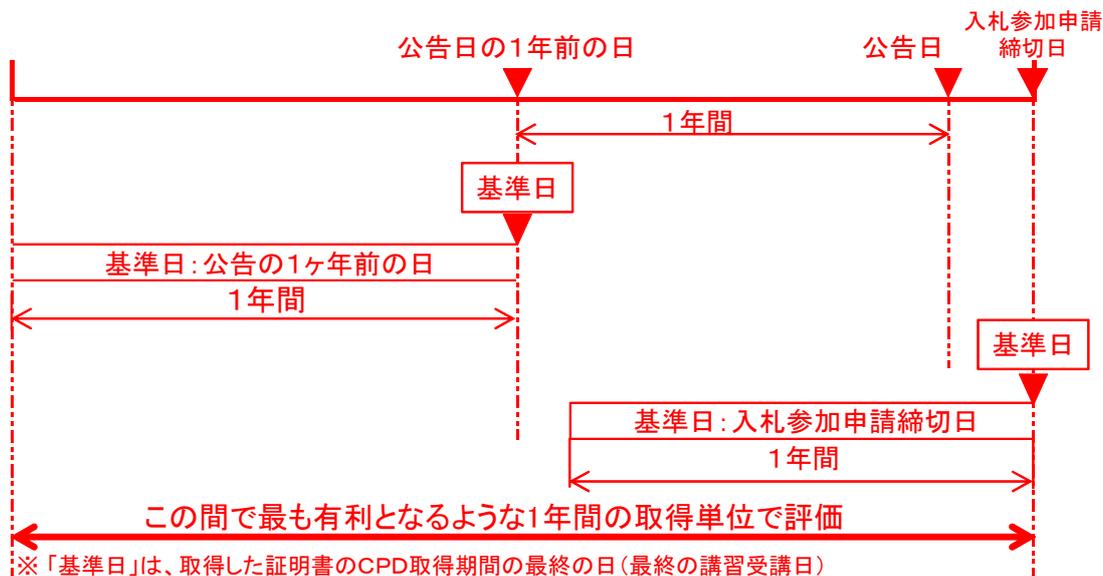
2 取得期間の考え方

○現行 CPD取得期間の最終の日(基準日)が入札公告日から1年前から入札参加申請締切日までにあり、基準日以前1年間の取得単位

●変更 入札公告日を最終日とする2年間の取得単位

〈総合評価競争入札におけるCPDの有効な基準日の考え方について〉

【現行】

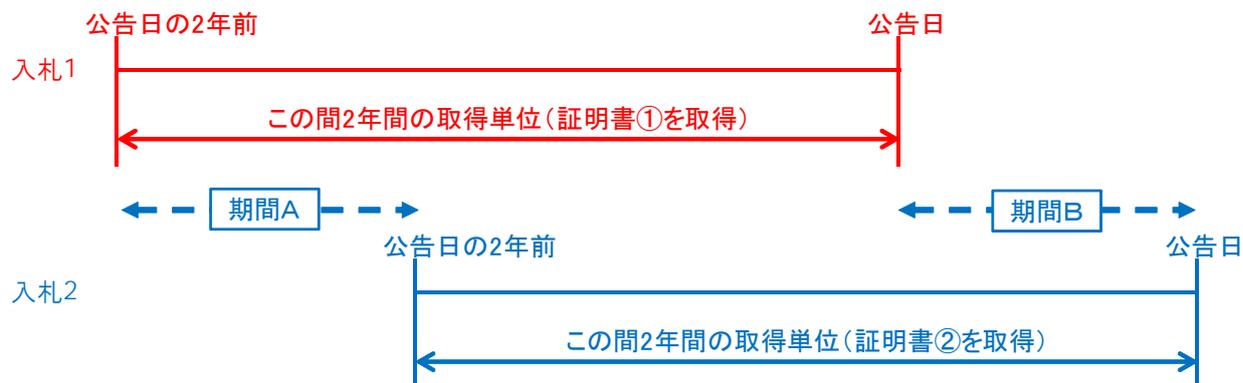


【変更】



3 証明方法の考え方

時期の違う入札案件毎に証明期間が異なることから、証明方法について以下のとおり取り扱う。



【提出書類】

○入札1： 証明書①

●入札2： 証明書②

又は 証明書①（公告日と同一年度内に発行された証明書に限る。）

－ 「期間Aで対象外となった単位（自己申請）」

＋ 「期間Bで新たに取得した単位（自己申請）」（自己申請に係るCPDの証明書は不要とするが、受講証明書（CPD認定プログラムに限る）が必要）

4 適用時期：平成25年9月1日に入札公告するものから適用